

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （目的） 第2条 この規程は、本学が実験等を行うことにより排出する有害廃棄物の適正な処理を図り、<u>もって</u>環境汚染の防止と生活環境の保全に寄与することを目的とする。 （定義） 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、<u>各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター</u>及び各附属学校をいう。 〔省略〕 （有害廃棄物総括管理者） 第5条 有害廃棄物総括管理者は、<u>学長をもつて</u>充て、本学が排出する有害廃棄物の管理全般について総括し、有害廃棄物管理責任者を指揮監督する。 （有害廃棄物管理責任者） 第6条 有害廃棄物管理責任者は、有害廃棄物を排出する部局の長を<u>もつて</u>充て、次の職務を行う。 (1) 当該部局が排出する有害廃棄物の管理全般について指揮監督すること。 (2) 当該部局が排出する有害廃棄物の種類及び量を把握すること。 (3) 有害廃棄物を排出する実験等に携わる教職員、学生等（以下「職員等」という。）に対し、有害廃棄物の処理方法を周知させ、教育訓練すること。 (4) 故意又は過失により、所定の処理を行わず、有害廃棄物を廃棄した者に対して適切な措置をとること。 (5) 当該部局における有害廃棄物の排出及び管理について東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会（以下「対策委員会」という。）の調査等に応ずること。 〔省略〕 （有害廃棄物取扱責任者） 第8条 有害廃棄物取扱責任者は、有害廃棄物を排出する実験等を指導し又は行う職員等とし、次の職務を行う。 (1) 有害廃棄物を排出する実験等の日時、場所、実験・実習者の氏名及び排出される有害廃棄物の種類等を日誌に記入し、有害廃棄物管理指導責任者に報告すること。 (2) 実験室等において、所定の処理を行わず有害廃棄物を廃棄したとき、直ちに	〔省略〕 （目的） 第2条 この規程は、本学が実験等を行うことにより排出する有害廃棄物の適正な処理を図り、<u>もって</u>環境汚染の防止と生活環境の保全に寄与することを目的とする。 （定義） 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、<u>各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター</u>及び各附属学校をいう。 〔省略〕 （有害廃棄物総括管理者） 第5条 有害廃棄物総括管理者は、<u>学長をもつて</u>充て、本学が排出する有害廃棄物の管理全般について総括し、有害廃棄物管理責任者を指揮監督する。 （有害廃棄物管理責任者） 第6条 有害廃棄物管理責任者は、有害廃棄物を排出する部局の長を<u>もつて</u>充て、次の職務を行う。 (1) 当該部局が排出する有害廃棄物の管理全般について指揮監督すること。 (2) 当該部局が排出する有害廃棄物の種類及び量を把握すること。 (3) 有害廃棄物を排出する実験等に携わる教職員、学生等（以下「職員等」という。）に対し、有害廃棄物の処理方法を周知させ、教育訓練すること。 (4) 故意又は過失により、所定の処理を行わず、有害廃棄物を廃棄した者に対して適切な措置をとること。 (5) 当該部局における有害廃棄物の排出及び管理について東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会（以下「対策委員会」という。）の調査等に応ずること。 〔省略〕 （有害廃棄物取扱責任者） 第8条 有害廃棄物取扱責任者は、有害廃棄物を排出する実験等を指導し、<u>又は</u>行う職員等とし、次の職務を行う。 (1) 有害廃棄物を排出する実験等の日時、場所、実験・実習者の氏名及び排出される有害廃棄物の種類等を日誌に記入し、有害廃棄物管理指導責任者に報告すること。 (2) 実験室等において、所定の処理を行わず有害廃棄物を廃棄したとき、直ちに

有害廃棄物管理責任者及び有害廃棄物管理指導責任者に報告すること。

第2節 有害廃棄物の管理方法

(有害廃棄物の貯留等)

第9条 有害廃棄物は、当該有害廃棄物を排出する実験等に携わった有害廃棄物取扱責任者が、指定の容器に貯留又は貯蔵（以下「貯留等」という。）し、第11条に定める施設において所定の処理が行われるまでの間、周囲に危害を及ぼさないよう厳重に管理しなければならない。

2 貯留等の場所、容器等有害廃棄物の管理方法に関する細目は、対策委員会の議を経て学長が定める。

第10条 前条に定めるもののほか、有害廃棄物の管理に関し各部局において必要な事項は、当該部局の有害廃棄物管理責任者が定める。

(集中処理)

第11条 有害廃棄物は、東京学芸大学有害廃棄物処理施設において集中処理を行う。

別表の改正あり

有害廃棄物管理責任者及び有害廃棄物管理指導責任者に報告すること。

第2節 有害廃棄物の管理方法

(有害廃棄物の貯留等)

第9条 有害廃棄物は、当該有害廃棄物を排出する実験等に携わった有害廃棄物取扱責任者が、指定の容器に貯留又は貯蔵（以下「貯留等」という。）し、第10条に定める施設に搬入するまでの間、周囲に危害を及ぼさないよう厳重に管理しなければならない。

2 貯留等の場所、容器等有害廃棄物の管理方法に関する細目は、対策委員会の議を経て学長が定める。

(外部委託処理)

第10条 有害廃棄物は、東京学芸大学有害廃棄物処理施設において外部委託処理を行う。

(その他)

第11条 前条に定めるもののほか、有害廃棄物の管理に関し各部局において必要な事項は、当該部局の有害廃棄物管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。